

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
1. 項目	会計監査人の選任または重任登記に際しての会計監査人登記情報の活用について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>会社法上の会計監査人設置会社において、新たに会計監査人を選任する場合(329条)、または、再任されたものとみなされる場合(338条2項)には、選任または重任の登記(909条、911条19号)が必要である。</p> <p>この場合、法務局において会計監査人(監査法人)の登記事項全部証明書を取得し、さらに当該証明書を添付(商業登記法第54条2項2号)の上、登記申請が必要となる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p><商業登記法第54条2項2号></p> <p>2 会計参与又は会計監査人の就任による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。</p> <p>2. これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	当該証明書取得及び登記申請に際し、企業側で2重の稼働及び費用が発生すること、行政側においても2重稼働及び証明書印刷コスト等が発生する現状を踏まえ、登記時に行政システム側で自動的に会計監査人情報を参照する仕組みを作る等のICT利活用により、企業側及び行政側双方の稼働・コスト削減を図るべきである。